

## 第 64 号

## 令和 5 年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ709,359千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,003,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,712,784	千円 △709,359	千円 1,003,425
	1 財 産 収 入	200	△200	0
	2 繰 越 金	196,544	△48,549	147,995
	3 諸 収 入	1,516,040	△660,610	855,430
歳 入	合 計	1,712,784	△709,359	1,003,425

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 度 事 業 費		千円 1,712,784	千円 △709,359	千円 1,003,425
	1 用 度 事 業 費	1,712,784	△709,359	1,003,425
歳 出	合 計	1,712,784	△709,359	1,003,425

## 第 65 号

## 令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 319,267	千円 88,790	千円 408,057
	1 繰 入 金	278,568	88,392	366,960
	2 諸 収 入	40,699	398	41,097
歳 入	合 計	319,267	88,790	408,057

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 319,267	千円 88,790	千円 408,057
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	77,676	1,353	79,029
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	52,412	87,026	139,438
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	189,179	411	189,590
歳 出	合 計	319,267	88,790	408,057

## 第 66 号 令和 5 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 223,446	千円 △60,000	千円 163,446
	1 繰 越 金	116,548	△60,000	56,548
歳 入	合 計	223,446	△60,000	163,446

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 223,446	千円 △60,000	千円 163,446
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	223,446	△60,000	163,446
歳 出	合 計	223,446	△60,000	163,446

## 第 67 号

## 令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,387,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,610,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 73,222,636	千円 2,387,507	千円 75,610,143
	1 分担金及び負担金	19,462,871	730	19,463,601
	2 国庫支出金	21,677,642	530,216	22,207,858
	3 前期高齢者交付金	26,005,636	32,248	26,037,884
	4 共同事業交付金	133,172	5,828	139,000
	5 財産収入	277	△180	97
	6 繰入金	4,943,038	13,712	4,956,750

	7 繰越金	1,000,000	1,734,449	2,734,449
	8 諸収入		70,504	70,504
歳入合計		73,222,636	2,387,507	75,610,143

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 73,222,636	千円 2,387,507	千円 75,610,143
	1 国民健康保険事業費	73,222,359	1,387,687	74,610,046
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	277	999,820	1,000,097
歳出合計		73,222,636	2,387,507	75,610,143



## 第 68 号 令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206,840千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,944,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 2,151,169	千円 △206,840	千円 1,944,329
	2 諸 収 入	470,141	4,160	474,301
	3 県 債	1,680,000	△211,000	1,469,000
歳 入	合 計	2,151,169	△206,840	1,944,329

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 2,151,169	千円 △206,840	千円 1,944,329
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	2,151,169	△206,840	1,944,329
歳 出	合 計	2,151,169	△206,840	1,944,329

## 第2表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 1,680,000	千円 1,469,000

## 第 69 号

## 令和 5 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,854,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,552,744	千円 302,124	千円 126,854,868
	2 繰 越 金	64,454	306,423	370,877
	3 諸 収 入	62,743,690	△4,299	62,739,391
歳 入	合 計	126,552,744	302,124	126,854,868

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,552,744	千円 302,124	千円 126,854,868
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,552,744	302,124	126,854,868
歳 出	合 計	126,552,744	302,124	126,854,868

## 第 70 号 令和 5 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業近代化資金収入		千円 36,408	千円 2,253	千円 38,661
	2 諸 収 入	7,047	2,253	9,300
歳 入	合 計	36,408	2,253	38,661

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 36,408	千円 2,253	千円 38,661
	1 中小企業近代化資金貸付金	36,408	2,253	38,661
歳 出	合 計	36,408	2,253	38,661

## 第 71 号

## 令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,689千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,246	千円 △26,689	千円 40,557
	1 財産収入	63,634	△23,087	40,547
	2 繰越金	3,602	△3,602	0
歳入合計		67,246	△26,689	40,557

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,246	千円 △26,689	千円 40,557
	1 徳島ビル管理事業費	67,246	△26,689	40,557
歳 出	合 計	67,246	△26,689	40,557



## 第 72 号

## 令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金収入		千円 1,799	千円 △1,487	千円 312
	1 繰入金	299	△213	86
	2 繰越金	1,000	△850	150
	3 諸収入	500	△424	76
歳入	合計	1,799	△1,487	312

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付金		千円 1,799	千円 △1,487	千円 312
	1 農業改良資金貸付金	1,799	△1,487	312
歳 出	合 計	1,799	△1,487	312

## 第 73 号

## 令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83,380千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金収入		千円 251,978	千円 △83,380	千円 168,598
	1 繰入金	1,975	△1,378	597
	2 繰越金	245,001	△77,001	168,000
	3 諸収入	5,002	△5,001	1
歳入	合計	251,978	△83,380	168,598

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付金		千円 251,978	千円 △83,380	千円 168,598
	1 林業改善資金貸付金	251,978	△83,380	168,598
歳 出	合 計	251,978	△83,380	168,598

## 第 74 号

## 令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40,637千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 220,975	千円 △40,637	千円 180,338
	1 財産収入	130,102	△33,061	97,041
	2 繰入金	82,753	△1,409	81,344
	3 繰越金	7,905	△7,607	298
	4 諸収入	215	1,440	1,655
歳入	合計	220,975	△40,637	180,338

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 220,975	千円 △40,637	千円 180,338
	1 県有林県行造林事業費	220,975	△40,637	180,338
歳 出	合 計	220,975	△40,637	180,338

## 第 75 号

## 令和 5 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,887	千円 △80,721	千円 166
	1 繰 入 金	885	△720	165
	2 繰 越 金	72,742	△72,742	0
	3 諸 収 入	7,260	△7,259	1
歳 入	合 計	80,887	△80,721	166

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,887	千円 △80,721	千円 166
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,887	△80,721	166
歳 出	合 計	80,887	△80,721	166



## 第 76 号

## 令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,775,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,049,697	千円 △274,206	千円 1,775,491
	1 財 産 収 入	1,146,524	△134,206	1,012,318
	2 繰 入 金	400,000	△140,000	260,000
歳 入	合 計	2,049,697	△274,206	1,775,491

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,049,697	千円 △274,206	千円 1,775,491
	1 公用地公共用地取得事業費	2,048,846	△273,665	1,775,181
	2 土地開発基金積立金	851	△541	310
歳 出	合 計	2,049,697	△274,206	1,775,491

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 192,800

## 第 77 号

## 令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,426,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 2,794,787	千円 632,100	千円 3,426,887
	1 使用料及び手数料	989,120	△31	989,089
	2 財産収入	54,385	631,857	686,242
	4 繰越金	50	△50	0
	5 諸収入	267,232	△77,676	189,556

	6 県 債	1,184,000	78,000	1,262,000
歳 入	合 計	2,794,787	632,100	3,426,887

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 2,794,787	千円 632,100	千円 3,426,887
	1 港湾等整備事業費	2,186,567	△28,937	2,157,630
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	510,000	448,005	958,005
	3 空港周辺整備事業費	98,220	213,032	311,252
歳 出	合 計	2,794,787	632,100	3,426,887

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 105,000
		徳島小松島港赤石地区整備事業費	30,000
		上屋管理費	35,000
		施設等運営費	3,000
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	380,000

## 第3表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
徳島小松島港津田地区整備事業	千円 263,000	千円 341,000
計	1,184,000	1,262,000



## 第 78 号

## 令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,006千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月21日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 235,500	千円 △102,006	千円 133,494
	1 財 産 収 入	1,203	△201	1,002
	3 諸 収 入	131,491	△101,805	29,686
歳 入	合 計	235,500	△102,006	133,494

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 235,500	千円 △102,006	千円 133,494
	1 奨学金貸付金	235,500	△102,006	133,494
歳 出	合 計	235,500	△102,006	133,494



## 第 79 号

## 令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,282,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 3,289,000	千円 △6,694	千円 3,282,306
	1 証 紙 収 入	2,429,600	△93,367	2,336,233
	2 繰 越 金	859,400	86,673	946,073
歳 入	合 計	3,289,000	△6,694	3,282,306

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 3,289,000	千円 △6,694	千円 3,282,306
	1 他 会 計 繰 出 金	3,289,000	△6,694	3,282,306
歳 出	合 計	3,289,000	△6,694	3,282,306

## 第 80 号

## 令和 5 年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,836,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,312,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,149,000	千円 △1,836,482	千円 95,312,518
	1 繰 入 金	68,211,000	△1,836,482	66,374,518
歳 入	合 計	97,149,000	△1,836,482	95,312,518

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 97,149,000	千円 △1,836,482	千円 95,312,518
	1 公 債 費	97,149,000	△1,836,482	95,312,518
歳 出	合 計	97,149,000	△1,836,482	95,312,518

## 第 81 号

## 令和 5 年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県給与集中管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,232千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,374,389千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,048,157	千円 1,326,232	千円 31,374,389
	1 給 与 振 替 収 入	30,048,157	1,326,232	31,374,389
歳 入	合 計	30,048,157	1,326,232	31,374,389

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 給 与 費		千円 30,048,157	千円 1,326,232	千円 31,374,389
	1 給 与 費	30,048,157	1,326,232	31,374,389
歳 出	合 計	30,048,157	1,326,232	31,374,389